

○ いじめの防止に関する基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為です。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりえます。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、未然防止・早期発見早期対応を念頭に学校全体で組織的に対応していきます。

「片原一色小学校いじめ防止基本方針」の概要を以下に示します。

いじめの防止等に関する具体的な取組について

《未然防止の取組》

- ・ 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- ・ 児童の活動や努力を認め、「満足感」、「達成感」、「自己肯定感」を育む授業づくりに努める。
- ・ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- ・ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

《早期発見の取組》

- ・ 教育相談の際のアンケートや教育相談を、定期的実施（各学期1回）し児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- ・ 教師と児童との温かい人間関係づくりや保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ・ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。
- ・ けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

《いじめに対する措置》

- ・ いじめの発見・通報を受けたら「いじめ不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。情報を共有し、事実関係を確認のうえ、組織的に対応方針を決定する。
- ・ 被害児童、いじめを知らせてきた児童を守り通すという姿勢（安全確保を最優先）で対応する。
- ・ いじめが解消したと判断した場合も、当該児童たちの様子を見守り、継続的な指導や支援を行い、再発防止に努める。
- ・ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- ・ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談センター等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- ・ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、「いじめをしない、させない、見逃さない」集団づくりを行う。
- ・ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

《重大事態への対応》

- ・ 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「いじめ不登校対策委員会」を開催し、子どもの心のケア等、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- ・ 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。



《学校の取組に対する検証・見直し》

- ・ 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- ・ いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを年に1回実施（12月）し、いじめ不登校対策委員会ではいじめに関する取組の検証を行い、いじめ防止等のための取組の改善を図る。